

熱中症は予防が大事！でも熱中症を疑う場合は。

熱中症の症状

- めまい
- 立ちくらみ
- 生あくび
- 大量の発汗
- 筋肉痛
- こむら返り



症状が進行すると

- 頭痛
- 嘔吐
- 倦怠感
- 判断力低下
- 集中力低下
- 虚脱感



気象庁
熱中症予防情報サイト

熱中症
警戒アラート
発表中

熱中症を疑う場合は

●涼しい場所へ避難
クーラーの効いた
部屋・日陰に移動
しましょう。

暑さを避けよう



●衣服をゆるめ、からだを冷やす
衣服をゆるめることで
通気性がよくなります。
うちわや扇風機を使って
からだを冷やしましょう。



●十分な水分と塩分の補給

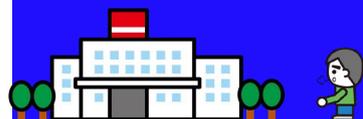
※水分摂取について医師の指示がある場合は
その指示に従ってください。

経口補水液などを
のむとより効果的です。



医療機関を受診

○応急処置をしても症状が改善しない場合は、医療機関を受診しましょう。



○自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、迷わずに救急車を呼びましょう。



救急車？病院？迷ったら
#7119
福岡県救急電話相談・医療機関案内

全国版救急受診ガイド
Q助

飯塚地区消防本部
iizuka119.jp



人権だより

【問合せ先】桂川町人権センター ☎65・1187

7月は「福岡県人権同和问题啓発強調月間」です

桂川町では、福岡県人権同和问题啓発強調月間にあわせて、市民講座「人権講演会」や人権啓発パネル展を開催します。

7月6日(日)に開催する市民講座「人権講演会」は、外国人差別に関する内容です。詳しくはチラシをご覧ください。また、同時開催として人権啓発パネル展も行います。内容は部落差別解消推進法を含む「人権に関する三法」です。ぜひ、ご覧ください。

ふくおか人権ホットライン

福岡県では、誹謗中傷や差別的な取扱いなど同和问题をはじめとするさまざまな人権問題で悩んでいる方に、福岡県弁護士会の弁護士が法律的な観点で助言を行う電話法律相談を実施しています。費用は無料で、秘密は厳守されます。

【日時】毎月第4金曜日 15時～18時（相談時間はおおむね30分）

【相談電話番号】☎092・724・2644 ※通話料は自己負担

【相談例】・インターネット上に自身の個人情報掲載され、誹謗中傷をうけた

- ・外国籍であることを理由にアパートの賃貸借を断られた
- ・同和地区出身だからと言われて結婚を妨げられた など

ふくおか
人権ホットライン

弁護士が無料で法律相談に応じます

相談料は、誹謗中傷や差別的な取扱いなど同和问题をはじめとするさまざまな人権問題で悩んでいる方に、福岡県弁護士会の弁護士が法律の観点から助言を行う電話法律相談を実施しています。

092-724-2644

福岡県弁護士会院内専用電話

相談日時
毎月第4金曜日 15:00～18:00
※相談時間は概ね30分間

福岡県